

平成30年度新潟県子宮頸がん検診精度管理調査結果

【調査の目的】

がん検診においては、精度管理が適切に行われなければ効果は得られないと考えられています。その点から、がん検診の精度管理はきわめて重要です。この調査は、新潟県生活習慣病検診等管理指導協議会子宮がん検診部会が、新潟県で子宮がん住民検診を行っているすべての市町村およびすべての検診機関に対して、精度管理が適切に行われているかどうかを知る目的で行ったものです。（注：職域検診や人間ドックはこの調査の対象外です。）

【調査の対象】

この調査は、新潟県で子宮がん住民検診を行っているすべての市町村およびすべての検診機関を対象としています。

【調査の種類】

調査は「1. がん検診事業評価のためのチェックリスト遵守状況調査（平成30年度分）※」と「2. 精度管理指標数値の調査（平成28年度分）」の2種類を実施しました。※チェックリスト遵守状況調査のうち、「精度管理指標把握に関する調査」については、指標の確定までに1年以上かかるため、平成28年度分について調査しています。

【1. チェックリスト遵守状況調査（平成30年度の検診体制）】

厚生労働省が設置した「がん検診に関する検討会」および「がん検診事業の評価に関する委員会」において検討され、平成20年3月に「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方についてーがん検診事業の評価に関する委員会報告書ー」がまとめられました。その中で「子宮頸がん検診のためのチェックリスト（検診機関用）」「同（市区町村用）」「同（都道府県用）」が定められ、検診機関・市町村・都道府県がそれぞれ遵守すべき精度管理の要点について指定されました。そのチェックリストの遵守状況（遵守できていない項目が何項目あるか）に関する調査を行いました。

《調査項目と評価基準》

調査項目は、検診機関用チェックリスト29項目、市区町村用チェックリスト56項目です。評価基準は以下の5～7段階評価とし、新潟県では「C」以下の検診機関、市町村には改善をお願いします。（ただし、本調査を受けてすでに本年度から改善を行った検診機関・市町村もごさいます）

各カテゴリーで遵守されていない項目数や内容等を子宮がん検診部会において検討の結果、以下の評価結果としました。

＜評価基準＞

- A：チェックリストをすべて満たしている
- B：チェックリストを一部満たしていない
- C：チェックリストを相当程度満たしていない
- D：チェックリストを大きく逸脱している
- E：チェックリストをさらに大きく逸脱している
- F：チェックリストをきわめて大きく逸脱している
- Z：調査に対して回答がない

評価基準

[検診機関] 5段階評価

A:0、B:1-6、C:7-12、D:13以上、
Z:無回答

[市区町村] 7段階評価

A:0、B:1-8、C:9-16、D:17-24、
E:25-32、F:33以上、Z:無回答

《子宮頸がん検診の調査結果：検診機関》集団検診10施設

検診機関名	評価	検診機関名	評価
新潟県保健衛生センター	A	下越総合健康開発センター	A
上越地域総合健康管理センター	A	新潟県労働衛生医学協会	A
厚生連村上総合病院	B	厚生連長岡中央総合病院	A
厚生連小千谷総合病院	B	南魚沼市立ゆきぐに大和病院	B
たかき医院	A	湯沢町保健医療センター	B

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[検診機関] A:0、B:1-6、C:7-12、D:13以上、Z:無回答

《子宮がん検診の調査結果：検診機関》個別検診90施設

評価	検診機関数
A	19
B	30
C	8
D	2
Z	31

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[検診機関] A:0、B:1-6、C:7-12、D:13以上、Z:無回答

《子宮頸がん検診の調査結果：市区町村》集団検診

市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価
村上市	B	阿賀町	B	出雲崎町	B	刈羽村	A
関川村	A	三条市	—	小千谷市	A	上越市	B
粟島浦村	—	燕市	B	魚沼市	A	妙高市	B
新発田市	B	加茂市	B	南魚沼市	A	糸魚川市	B
阿賀野市	B	田上町	B	湯沢町	A	佐渡市	A
胎内市	B	弥彦村	A	十日町市	A	新潟市	—
聖籠町	A	長岡市	B	津南町	A		
五泉市	A	見附市	B	柏崎市	B		

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[市区町村] A:0、B:1-8、C:9-16、D:17-24、E:25-32、F:33以上、Z:無回答

《子宮頸がん検診の調査結果：市区町村》個別検診

市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価	市区町村	評価
村上市	B	阿賀町	B	出雲崎町	B	刈羽村	A
関川村	A	三条市	B	小千谷市	A	上越市	B
粟島浦村	—	燕市	B	魚沼市	—	妙高市	B
新発田市	B	加茂市	B	南魚沼市	—	糸魚川市	B
阿賀野市	B	田上町	B	湯沢町	—	佐渡市	B
胎内市	B	弥彦村	B	十日町市	A	新潟市	B
聖籠町	A	長岡市	B	津南町	C		
五泉市	A	見附市	C	柏崎市	B		

各カテゴリーでの遵守されていない項目数

[市区町村] A:0、B:1-8、C:9-16、D:17-24、E:25-32、F:33以上、Z:無回答

【2. 子宮頸がん検診精度指標調査（平成28年度）】

前述した「今後の我が国におけるがん検診事業評価の在り方について—がん検診事業の評価に関する委員会報告書—」に、いくつかの子宮頸がん検診の精度の指標がまとめられています。それらの指標のうち5項目を選び、市町村ごとに調査を行いました。

《調査項目》

精度指標のうち、「受診率」「要精検率」「精検受診率」「子宮頸がん発見率」「陽性反応適中度」に関する調査を市町村単位で行いました。上記報告書では「受診率」を除くそれぞれの指標における数値目標も掲げられていますので、それも同時に掲載しました。ただし、「精検受診率」以外の指標は、人口構成による違いや継続受診者の比率などによっても影響を受けますし、「子宮頸がん発見率」「陽性反応適中度」は小さな自治体では年度による変動が大きいとされています。

一方、「精検受診率」に関しては、精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、目標値は90%、許容値は70%とされています。

※粟島浦村は、子宮がん検診を隔年実施している。平成28年度は未実施のため精度管理指標は掲載しない。

《平成 28 年度子宮頸がん検診の調査結果》

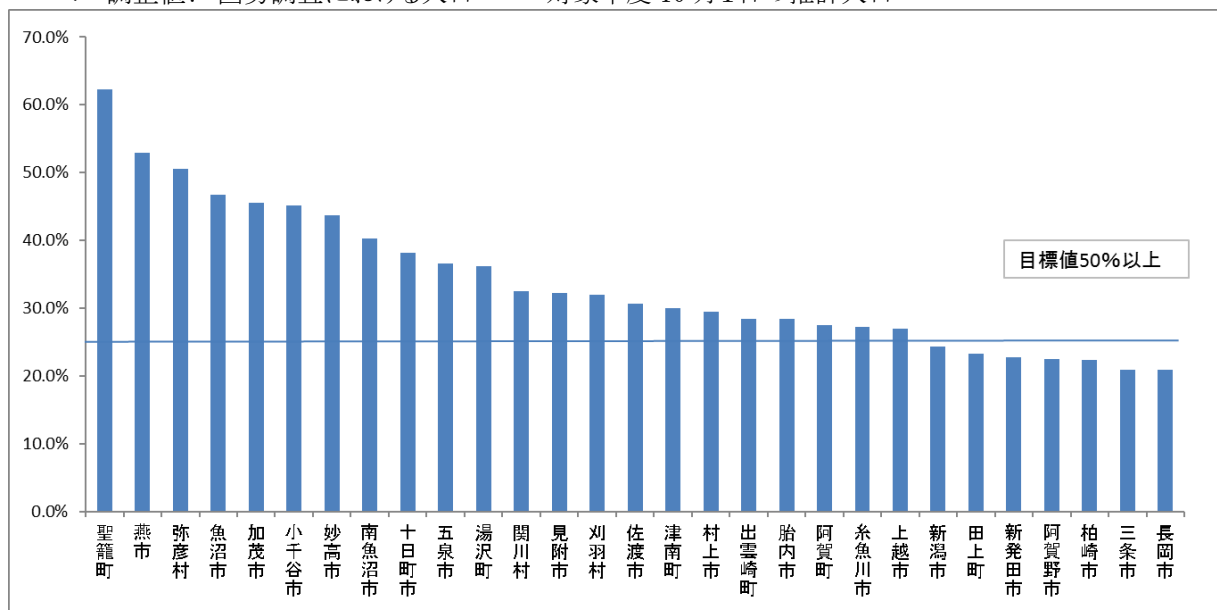
[受診率]

受診率は、子宮頸がん検診の対象の方のうち受診された方の割合です。対象者の算出方法は市町村によっても相違があるため、厳密には正確な値でないこともあります。そのため、今回は、がん検診事業評価に関する検討会最終報告で提案された計算式を参考に、国立がん研究センターがん情報センターが示している対象者数（*下記のとおり）を用いて受診率を算出しました。受診率はなるべく高いことが望ましいとされています。

〔対象者数計算式〕 ※ いずれも国勢調査における対象年齢

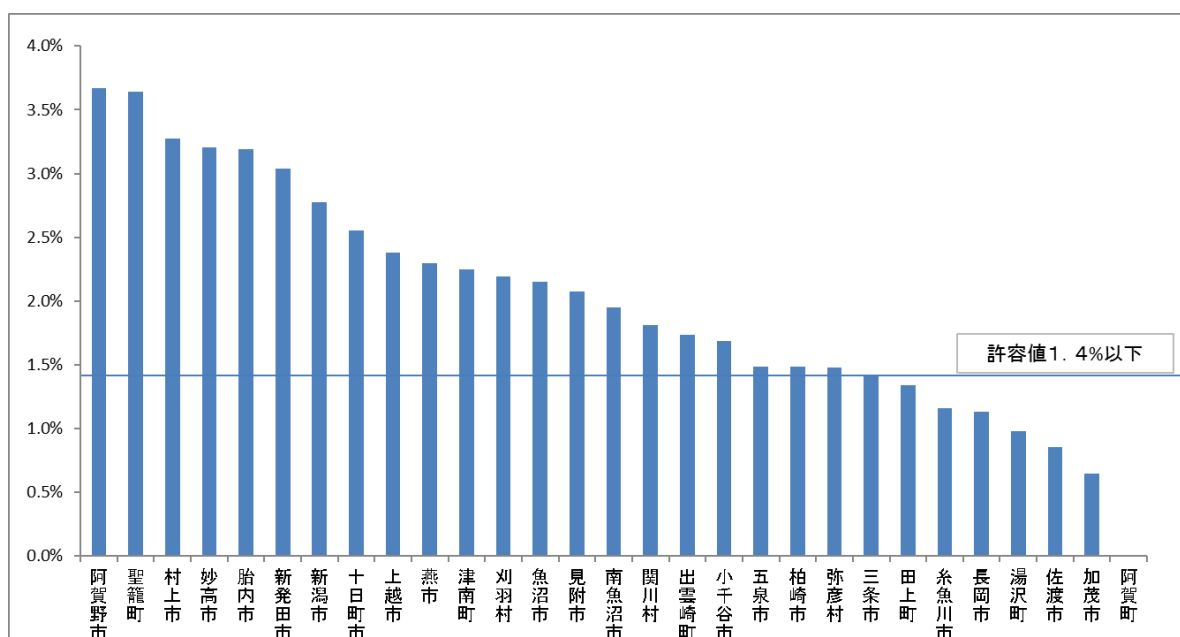
人口(※) - 就業者数(※) + 農林水産業従事者(※) - 要介護4・5認定者 - 調整値(*)

* 調整値: 国勢調査における人口 - 対象年度 10 月 1 日の推計人口



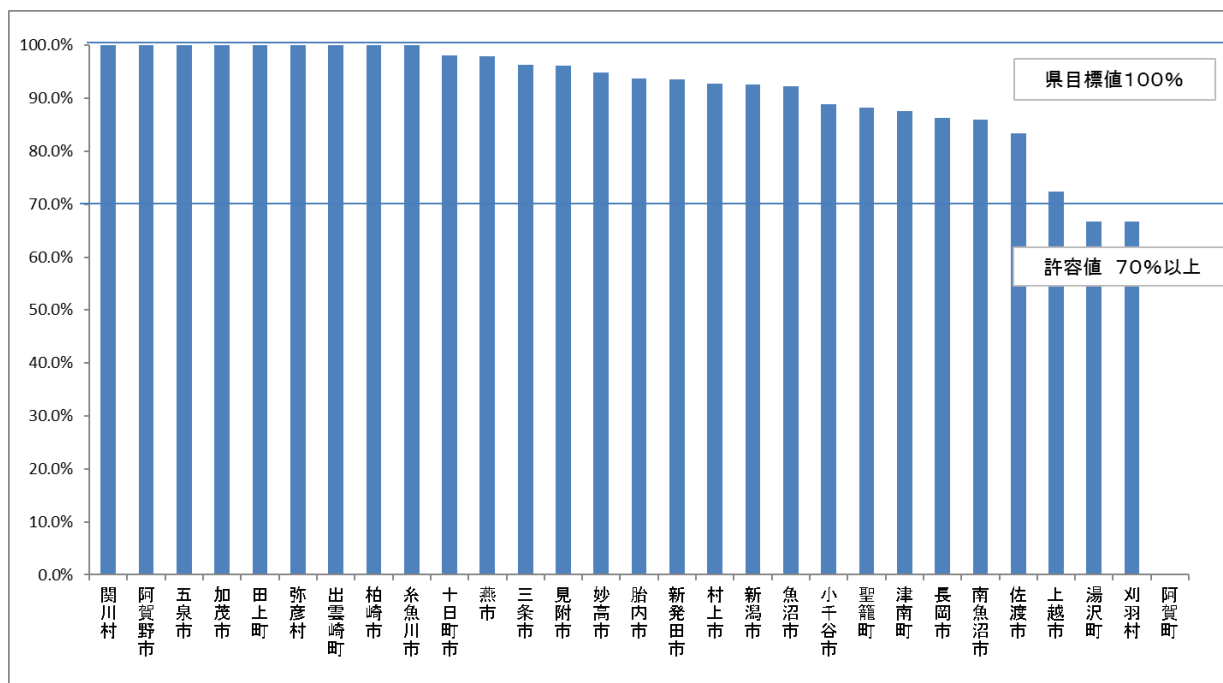
[要精検率]

要精検率は、受診された方のうち精密検査が必要とされた方の割合で、0よりも大きく一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は 1.4%以下（受診者 1000 人中要精検が 14 人以下）とされていますが、子宮頸がんや CIN が多い地区では高くなることもあります。



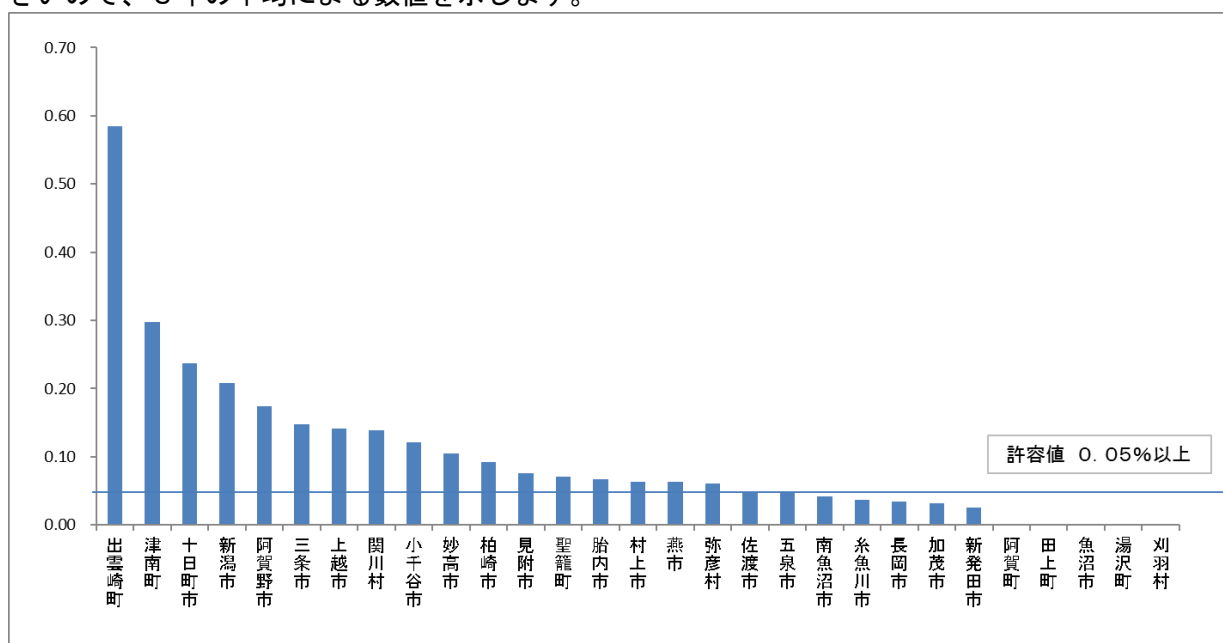
[精検受診率]

精検受診率は「要精密検査」とされた方のうち、実際に精密検査を受けられた方の割合で、がん検診の精度評価の最も重要な指標と位置付けられており、100%に近い方が望ましい指標です。目標値は90%以上、許容値は70%以上とされています。



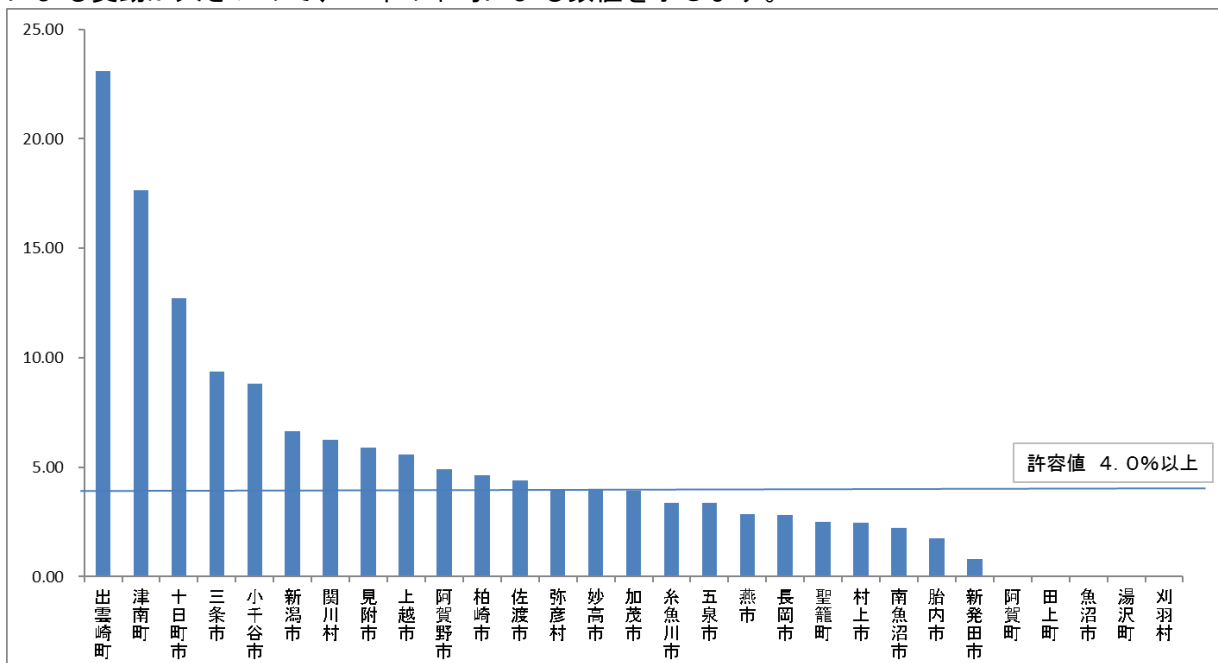
[子宮頸がん発見率]

子宮頸がん発見率は、受診された方のうち子宮頸がんが発見された方の割合である程度高い方が望ましい指標です。（将来的には CIN3 以上の発見率も評価の対象になる可能性があります。）許容値は 0.05%（受診者 1 万人で 5 例の子宮頸がん発見）以上とされていますが、20 歳代～30 歳代前半の若年者の受診割合が多い地区や、受診者が固定してしまっている地区では低くなることもあります。また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいので、3年の平均による数値を示します。



[陽性反応適中度]

陽性反応適中度は、検診で「要精密検査」とされた方のうち、実際に子宮頸がんがあった方の割合で、ある一定の範囲内にあることが望ましい指標です。許容値は4.0%以上とされていますが、若年者はGINの罹患率が高いのですが浸潤がんの罹患率が少ないので、若年者の受診割合が多い地区では低くなることもあります。また、受診者が数千人規模の小さな自治体では年度による変動が大きいので、3年の平均による数値を示します。



検診機関：子宮がん検診精度管理調査 【集団検診】

新潟県保健衛生センター	下越総合健康開発センター	総合健康地域管理センター	新潟県労働衛生医学協会	厚生連村上総合病院	厚生連長岡中央総合病院	厚生連小千谷総合病院	ゆきぎく市大和病院	たかき医院	湯沢町保健医療センター	【集団】県内検診機関計
集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	集団	

1. 受診者への説明											
(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(2) 精密検査の方法について説明しましたか (精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコプ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(4) 検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんが見つかるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(5) 検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く（2011年、5位）、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
2. 検診機関での精度管理											
(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(2) 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を仕様書 [※] に明記しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び陰道表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(4) 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合は、その委託機関（施設名）を仕様書に明記しましたか	-	-	-	○	○	○	○	×	○	○	6
(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(9) 問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(11) 視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
3. 細胞診判定施設での精度管理											
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行いましたか。または再スクリーニング施行率を報告しましたか	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	9
(3) 細胞診結果の報告には、ベセスダシステムを用いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(5) がん発見例は、過去の細胞診所見の見直しを行いましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	9
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
4. システムとしての精度管理											
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報 [※] について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果など）や、手術によって判明した組織診や臨床進行期のことについて、市区町村や医師会等から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会）等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか	○	○	○	○	×	○	×	×	○	×	6
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中度等のプロセス指標値を把握しましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	10
遵守されていない項目数	0	0	0	0	1	0	2	2	0	2	

<p style="text-align: center;">検診機関：子宮がん検診精度管理調査 【個別検診】</p>	<p style="text-align: center;">実施割合（○の割合）</p>
1. 受診者への説明	
(1) 検査結果は「精密検査不要」「要精密検査」のいずれかの区分で報告されることを説明し、要精密検査となった場合には、必ず精密検査を受ける必要があることを明確に説明しましたか	90%
(2) 精密検査の方法について説明しましたか （精密検査としては、検診結果に基づいてコルポスコープ下の組織診や細胞診、HPV検査などを組み合わせたものを実施すること、及びこれらの検査の概要など）	85%
(3) 精密検査結果は市区町村等へ報告すること、また他の医療機関に精密検査を依頼した場合は、検診機関がその結果を共有することを説明しましたか	88%
(4) 検診の有効性（細胞診による子宮頸がん検診は、子宮頸がんの死亡率・罹患率を減少させること）に加えて、がん検診で必ずがんを見つけられるわけではないこと（偽陰性）、がんがなくてもがん検診の結果が「陽性」となる場合もあること（偽陽性）など、がん検診の欠点について説明しましたか	73%
(5) 検診受診の継続（隔年）が重要であること、また、症状がある場合は医療機関の受診が重要であることを説明しましたか	95%
(6) 子宮頸がんの罹患は、わが国の女性のがんの中で比較的多く（2011年、5位）、また近年増加傾向にあることなどを説明しましたか	73%
2. 検診機関での精度管理	
(1) 検診項目は、医師による子宮頸部の検体採取による細胞診のほか、問診、視診を行いましたか	98%
(2) 細胞診の方法（従来法/液状検体法、採取器具）を仕様書※に明記しましたか	93%
(3) 細胞診は、直視下に子宮頸部及び陰部表面の全面擦過により細胞を採取し、迅速に処理しましたか	98%
(4) 細胞診の業務（細胞診の判定も含む）を外部に委託する場合※は、その委託機関（施設名）を仕様書に明記しましたか	69%
(5) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関で再度検体採取を行いましたか	95%
(6) 検体が不適正との判定を受けた場合は、当該検診機関でその原因等を検討し、対策を講じましたか	95%
(7) 検診結果は少なくとも5年間は保存していますか	100%
(8) 問診は、妊娠及び分娩歴、月経の状況、不正性器出血等の症状の有無、過去の検診受診状況等を聴取しましたか	98%
(9) 問診の上、症状（体がんの症状を含む）のある者には、適切な医療機関への受診勧奨を行いましたか	97%
(10) 問診記録は少なくとも5年間は保存していますか	100%
(11) 視診は陰鏡を挿入し、子宮頸部の状況を観察しましたか	100%
3. 細胞診判定施設での精度管理	
(1) 細胞診判定施設は、公益社団法人日本臨床細胞学会の施設認定を受けていますか。もしくは、公益社団法人日本臨床細胞学会の認定を受けた細胞診専門医と細胞検査士が連携して検査を行いましたか	85%
(2) 細胞診陰性と判断された検体は、その10%以上について、再スクリーニングを行いましたか。または再スクリーニング施行率を報告しましたか	69%
(3) 細胞診結果の報告には、ベセスダシステムを用いましたか	88%
(4) 全ての子宮頸がん検診標本の状態について、ベセスダシステムの基準に基づいて適正・不適正のいずれかに分類し、細胞診結果に明記しましたか	88%
(5) がん発見例は、過去の細胞所見の見直しを行いましたか	83%
(6) 標本は少なくとも5年間は保存していますか	83%
4. システムとしての精度管理	
(1) 受診者への結果の通知・説明、またはそのための市区町村への結果報告は、遅くとも検診受診後4週間以内になされましたか	98%
(2) がん検診の結果及びそれに関わる情報※について、市区町村や医師会等から求められた項目を全て報告しましたか	98%
(3) 精密検査方法及び、精密検査（治療）結果※（精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと）について、市区町村や医師会等から求められた項目の積極的な把握に努めましたか	93%
(4) 診断・判定の精度向上のための症例検討会や委員会（自施設以外の子宮頸がん専門家あるいは細胞診専門医を交えた会）等を設置していますか。もしくは、市区町村や医師会等が設置した症例検討会や委員会等に参加しましたか。	61%
(5) 自施設の検診結果について、要精検率、精検受診率、がん発見率、陽性反応適中等のプロセス指標値を把握しましたか。	56%
(6) プロセス指標値やチェックリストの遵守状況に基づいて、自施設の精度管理状況を評価し、改善に向けた検討を行っていますか。あるいは、都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会、市区町村、医師会等から指導・助言等があった場合は、それを参考にして改善に努めましたか	66%

子宮頸がん検診チェックリスト【市町村別結果一覧】集団検診

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	合計
	村上市	関川村	粟島浦村	新発田市	阿賀野市	胎内市	聖籠町	五泉市	阿賀町	三条市	燕市	加茂市	田上町	弥彦村	長岡市	見附市	出雲崎町	小千谷市	魚沼市	南魚沼市	湯沢町	十日町市	津南町	柏崎市	刈羽村	上越市	妙高市	糸魚川市	佐渡市	新潟市	
調査1 検診実施体制整備に関する調査（平成30年度実施体制）																															
【1】検診対象者の情報管理																															
問1-1	対象者全員の氏名を記載した名簿を、住民台帳などに基づいて作成しているか																														
問1-2	対象者全員に、個別に受診勧奨を行っているか																														
問1-2-1*	受診勧奨を行った住民のうち未受診者全員に対し、再度の受診勧奨を個人毎(手紙・電話・訪問等)に行っているか																														
問1-3	対象者数(推計でも可)を把握しているか																														
【2】受診者の情報管理																															
問2-1	個人別の受診(記録)台帳またはデータベースを作成しているか																														
問2-2	過去5年間の受診歴を記録しているか																														
【3】受診者への説明、及び要精検者への説明																															
問3-1	受診勧奨時に、「検診機関用チェックリスト 1.受診者への説明」が全項目記載された資料を、全員に個別配布しているか																														
問3-2	要精検者全員に対し、受診可能な精密検査機関名(医療機関名)の一覧を提示しているか																														
問3-2-1*	上記【問3-2】の一覧に掲載したすべての精密検査機関には、あらかじめ精密検査結果の報告を依頼しているか																														
【4】精密検査結果の把握、精密検査未受診者の特定と受診勧奨																															
問4-1	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果(精密検査の際に行った組織診やコルポ診、細胞診、HPV検査の結果などや、手術によって判明した組織診断や臨床進行期のこと)を把握しているか																														
問4-2	精密検査方法及び、精密検査(治療)結果が不明の者については、本人もしくは精密検査機関への照会等により、結果を確認しているか																														
問4-3	個人毎の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を、市区町村、検診機関(医療機関)、精密検査機関が共有しているか																														
問4-4	過去5年間の精密検査方法及び、精密検査(治療)結果を記録しているか																														
問4-5	精密検査未受診と精密検査結果未把握を定義に従って区別し、精密検査未受診者を特定しているか																														
問4-6	精密検査未受診者に精密検査の受診勧奨を行っているか																														
【5】地域保健・健康増進事業報告																															
問5-1	がん検診結果や精密検査結果の最終報告(地域保健・健康増進事業報告)を行っているか																														
問5-2	がん検診の結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先に報告を求めているか																														
問5-3	委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか																														
問5-4	精密検査結果について、地域保健・健康増進事業報告の全項目を計上できるよう、委託先に報告を求めているか																														
問5-5	委託先からの報告内容が地域保健・健康増進事業報告を網羅できていない場合、改善を求めているか																														
【6】検診機関(医療機関)の質の担保																															
問6-1	委託先検診機関(医療機関)を、仕様書の内容に基づいて選定しているか																														
問6-1-1*	仕様書の内容は、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」を満たしているか																														
問6-1-2*	検診終了後に、委託先検診機関(医療機関)で仕様書の内容が遵守されたことを確認しているか																														
問6-2	検診機関(医療機関)に精度管理評価を個別にフィードバックしているか																														
問6-2-1*	「検診機関用チェックリスト」の遵守状況をフィードバックしているか																														
問6-2-2*	検診機関(医療機関)毎のプロセス指標値を集計してフィードバックしているか																														
問6-2-3*	上記の結果をふまえ、課題のある検診機関(医療機関)に改善策をフィードバックしているか																														
合計 (27項目)																															

*大項目(問1-2、問3-2、問6-1、問6-2)が×の場合、それぞれの小項目(問1-2-1、問3-2-1、問6-1-1、問6-1-2、問6-2-1等)は×です。

子宮頸がん検診チェックリスト【市町村別結果一覧】集団検診

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
村上市	関川村	粟島浦村	新発田市	阿賀野市	胎内市	聖籠町	五泉市	阿賀町	三条市	燕市	加茂市	田上町	弥彦村	長岡市	見附市	出雲崎町	小千谷市	魚沼市	南魚沼市	湯沢町	十日町市	津南町	柏崎市	刈羽村	上越市	妙高市	糸魚川市	佐渡市	新潟市	合計

調査2 精度管理指標把握に関する調査(平成28年度プロセス指標の集計)

【7】受診率の推計

問7-1	受診率を集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問7-1-1*	受診率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問7-1-2*	受診率を検診機関別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問7-1-3*	受診率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	26

【9】要精検率の集計

問9-1	要精検率を集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問9-1-1*	要精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問9-1-2*	要精検率を検診機関別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問9-1-3*	要精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	26

【10】精検受診率、未受診率の集計

問10-1	精検受診率を集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問10-1-1*	精検率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問10-1-2*	精検率を検診機関別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問10-1-3*	精検率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	26
問10-2	精検未受診率を集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27

【11】がん発見率の集計

問11-1	がん発見率を集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問11-1-1*	がん発見率を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問11-1-2*	がん発見率を検診機関別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問11-1-3*	がん発見率を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	26

【12】陽性反応適中度の集計

問12-1	陽性反応適中度を集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問12-1-1*	陽性反応適中度を性別・年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問12-1-2*	陽性反応適中度を検診機関別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問12-1-3*	陽性反応適中度を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	26

【15】上皮内病変(CINなど)数、微小浸潤がん割合の集計

問15-1	上皮内病変(CINなど)の数を集計しているか(区分毎)	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問15-1-1*	上皮内病変(CINなど)の数を5歳階級別に集計しているか(区分毎)	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問15-1-2*	上皮内病変(CINなど)の数を検診機関別に集計しているか(区分毎)	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問15-1-3*	上皮内病変(CINなど)の数を過去の検診受診歴別に集計しているか(区分毎)	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	26
問15-2	微小浸潤がん割合(原発性のがん数に対する微小浸潤がん数)を集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問15-2-1*	微小浸潤がん割合を年齢5歳階級別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問15-2-2*	微小浸潤がん割合を検診機関別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	27
問15-2-3*	微小浸潤がん割合を過去の検診受診歴別に集計しているか	○	○	—	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—	26

合計 (29項目)

* 大項目(問7-1、問9-1、問10-1、問11-1等)が×の場合、それぞれの小項目(問7-1-1、問9-1-1、問10-1-1、問11-1-1等)は×です。
 遵守されていない項目数
 ※問1-2-1、問3-2-1を除く

5	0	—	1	2	4	0	0	1	—	2	2	1	0	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	7	0	1	1	1	0	—
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

子宮がん(頸部)検診精度管理関連指標(H26-28)

	H28	H27	H26	3年合計受診者数	H28	H27	H26	3年合計要精検者数	H28	H27	H26	3年合計がん発見数	がん発見率(H26-28)	陽性適中度(H26-28)
	受診者数	受診者数	受診者数		要精検者数	要精検者数	要精検者数		がん発見数	がん発見数	がん発見数			
1 村上市	2,107	2,089	2,109	6,305	69	52	41	162	1	0	3	4	0.06	2.47
2 関川村	221	246	250	717	4	4	8	16	0	0	1	1	0.14	6.25
3 粟島浦村	0	73	0	73	0	1	0	1	0	0	0	0	0.00	0.00
4 新発田市	2,567	2,372	2,964	7,903	78	71	99	248	1	1	0	2	0.03	0.81
5 阿賀野市	1,036	1,112	1,297	3,445	38	35	49	122	1	0	5	6	0.17	4.92
6 胎内市	1,002	1,056	926	2,984	32	44	37	113	0	2	0	2	0.07	1.77
7 聖籠町	933	922	952	2,807	34	20	26	80	1	0	1	2	0.07	2.50
8 五泉市	2,154	1,923	2,132	6,209	32	27	30	89	1	2	0	3	0.05	3.37
9 阿賀町	459	433	523	1,415	0	5	3	8	0	0	0	0	0.00	0.00
10 三条市	1,904	2,217	1,980	6,101	27	34	35	96	3	2	4	9	0.15	9.38
11 燕市	6,098	5,910	5,464	17,472	140	129	118	387	3	3	5	11	0.06	2.84
12 加茂市	2,177	2,074	1,948	6,199	14	20	17	51	0	2	0	2	0.03	3.92
13 田上町	374	285	360	1,019	5	2	3	10	0	0	0	0	0.00	0.00
14 弥彦村	608	547	475	1,630	9	9	7	25	1	0	0	1	0.06	4.00
15 長岡市	5,821	5,908	5,704	17,433	66	95	51	212	0	4	2	6	0.03	2.83
16 見附市	1,252	1,372	1,302	3,926	26	10	15	51	1	0	2	3	0.08	5.88
17 出雲崎町	173	140	200	513	3	2	8	13	0	0	3	3	0.58	23.08
18 小千谷市	1,598	1,677	1,684	4,959	27	23	18	68	3	3	0	6	0.12	8.82
19 魚沼市	1,815	1,734	1,747	5,296	39	33	45	117	0	0	0	0	0.00	0.00
20 南魚沼市	2,562	2,378	2,240	7,180	50	44	41	135	1	0	2	3	0.04	2.22
21 湯沢町	306	265	312	883	3	2	6	11	0	0	0	0	0.00	0.00
22 十日町市	2,116	2,266	1,953	6,335	54	37	27	118	3	5	7	15	0.24	12.71
23 津南町	356	395	257	1,008	8	6	3	17	0	0	3	3	0.30	17.65
24 柏崎市	2,155	2,221	3,260	7,636	32	47	72	151	1	2	4	7	0.09	4.64
25 刈羽村	137	177	155	469	3	1	3	7	0	0	0	0	0.00	0.00
26 上越市	6,547	7,214	6,669	20,430	156	172	193	521	4	12	13	29	0.14	5.57
27 妙高市	1,840	2,066	1,790	5,696	59	44	48	151	3	2	1	6	0.11	3.97
28 糸魚川市	1,816	1,886	1,749	5,451	21	22	16	59	0	2	0	2	0.04	3.39
29 佐渡市	2,101	2,066	2,035	6,202	18	24	26	68	0	0	3	3	0.05	4.41
30 新潟市	21,525	20,396	23,137	65,058	598	594	834	2,026	42	47	46	135	0.21	6.66
合計	73,760	73,420	75,574	222,754	1,645	1,609	1,879	5,133	70	89	105	264	0.12	5.14